令和３年度　鹿児島市立大龍小学校　いじめ防止基本方針

はじめに

鹿児島市では，次の理念のもと，かけがえのない存在である子どもたち一人一人が，元気で明るく学び，健やかに成長していくこと，また，子どもたちが互いに認め合い，支え合い，高め合う人間関係を築くことができるよう，学校，保護者，地域及び関係機関が，互いに信頼関係を構築し，それぞれの役割を自覚して，いじめのない社会の実現に向けて取り組むとしている。

> いじめは，全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
>
> また，全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
>
> 加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，市，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。（出典:鹿児島市いじめ防止基本方針）

本校では，国において制定・策定されたいじめ防止対策推進法（平成２５年９月２８日施行）及びいじめ防止等防止のための基本方針（平成２９年３月改定），県において策定された鹿児島県いじめ防止基本方針（平成２９年１０月改定）を踏まえ，また，上記の鹿児島市いじめ防止基本方針（平成」３０年３月改定）の基本理念を受け，いじめによって子どもたちが苦しむことのない学校の実現を目指すことを目的とし，鹿児島市立大龍小学校いじめ防止基本方針（以下,「基本方針」という。）を策定するものである。

Ⅰ　いじめの問題に対する基本的な考え方

１「いじめ」の定義

「いじめ」の定義は，法第２条において次のとおり規定されており，本校ではこれを踏まえて取り組むものとする。

> 「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

⑴　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は「いじめ」られた児童の立場に立つことが重要である。この際「いじめ」には，多様な態様があることから，法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり，行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも，本人がそれを否定する場合が多々あることも考慮しておく必要があ

るを踏まえ，当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

⑵「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級の児童や，塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童と何らかの人的関係を指す。

⑶「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかや悪ふざけであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査をきちんと行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する。

⑷「いじめ」からけんかは除くが，外見的にはけんかのように見えることでも，いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

⑸　いじめられた児童の立場に立って，「いじめ」に当たると判断した場合にも，好意から行ったことが意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど，その全てが「いじめ」としての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

⑹　例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが，当該児童がそのことを知らずにいるような場合など，行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った児童に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

⑺「いじめ」の認知は，特定の教職員のみによることなく，学校における「いじめ」の防止等の対策のための組織を活用して行う。

⑻　具体的な「いじめ」の態様として，次のようなものが考えられる。

ア　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
イ　仲間はずれ，集団による無視をされる
ウ　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
エ　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
オ　金品をたかられる
カ　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
キ　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
ク　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷等の嫌なことをされる

⑼「いじめ」の中には，犯罪行為として早期に警察に相談するものや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものもあり，その場合には，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を図ることが重要である。

2　関係者の役割・基本姿勢

⑴　学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

①　国の基本方針，鹿児島県いじめ防止基本方針及び鹿児島市いじめ防止基本方針を参考にして，本校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を，大龍小「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。

ア　学校基本方針を定めるにあたり，いじめの未然防止，早期対応，認知した場合の対処，関係機関との連携等について，具体的に対応策を示すと同時に，いじめを原因とする不登校の問題やインターネット・メールを介して起こる問題など，いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。

イ　いじめの当事者となり得る児童に対して，よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも，学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには，問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては，保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため，ＰＴＡ組織や保護者会等の考え・意志を反映させた方針を策定することが望まれる。

ウ　策定された学校基本方針は，定期的に，児童の実態やＰＴＡ，校区民の意見をもとに総点検を行い，改善を図るものとする。

②　わかる・できる授業や，一人一人を生かす教育活動の充実，さらには保護者，地域との協力体制の構築を通して，だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりに努める。

③　いじめは，どの学校にも，どの学級にも，どの子どもにも起こりうることを強く意識し，いじめを未然に防ぎ，いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者，地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

④　いじめを絶対に許さないこと，いじめられている子どもを守り抜くことを表明し，管理職のリーダーシップのもと，組織的に取り組む。

⑤　相談窓口を明示するとともに，児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど，学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

⑥　教職員は，児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため，児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導，支援する。

⑦　いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には，警察，児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

⑧　いじめを受けることや，いじめを見聞きすることがあったら，一人で悩まずに，家庭・学校・友達・関係機関等に遠慮なく相談するよう，日頃から児童に対して指導する。

⑨　児童が，自らいじめ問題について考え，議論する活動を計画的に設定する。

⑵　保護者の役割・基本姿勢

①　常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め，子どもが安心，安定して過ごせるよう愛情をもって育む。

②　どの子どもも，いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し，いじめに加担しないよう指導に努め，また，日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は，周囲の大人に相談するよう働きかける。

③　いじめが許されない行為であることを十分認識し，いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに，いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

④　いじめを発見し，または，いじめのおそれがあると思われるときは，速やかに学校，関係機関等に相談または通報する。

⑶　子どもたちの役割・基本姿勢

①　自己の夢を達成するため，何事にも精一杯取り組むとともに，他者に対しては思いやりの心をもち，自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。

②　周囲にいじめがあると思われるときは，当事者に声をかけることや，周囲の人に積極的に相

談することなどに努める。

3　いじめ問題等への組織的対応

⑴　学校に置く組織

①　大龍小教育相談会議（職員会議後に実施）

校内のいじめ等の状況をはじめ，生徒指導上の問題について，月１回，情報共有を行い，解決に向けた取組について協議を行う。

【構成員】　校長・教頭・教諭等・養護教諭

②　大龍小いじめ対策会議（臨時招集会議）

発生したいじめ事案について，その解決に専門家や地域住民，保護者等の関係者が協議して対応する必要がある場合，招集して行う。

【構成員】・上記①の学校職員に加え，以下の委員を必要に応じて招集する。

・ＰＴＡ会長（副会長）　・鹿児島市ＳＣ　・鹿児島市教育相談室相談員

・鹿児島中央警察署員　・スクールソーシャルワーカー　・児童相談所専門員

・弁護士　・医師　・警察官経験者

⑵　重大事態発生時の対応組織

重大事態が発生した場合には，教育委員会と協議のうえ，⑴の組織に加え，重大事態解決のために必要な人員の派遣を決め設置する。

4　関係機関との連携

⑴　警察，児童相談所，医療機関，法務局等との連携

本校では，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，鹿児島中央警察署に報告する。

学校においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，民生委員や関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等）との適切な連携が必要であるため，平素から，学校が学校の設置者や関係機関の担当者と窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておく。また，教育相談の実施に当たり必要に応じて，医療機関などの専門機関との連携を図ったり，法務局など，学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど関係機関と連携する。

⑵　学校相互間の連携協力体制の整備

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合は，学校間が互いに連携し，いじめにかかわる情報を適切に共有して，関係する児童及びその保護者に対する支援や指導，助言を適切に行うことができるようにする。また，小・中学校間において，いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど，接続する小・中学校の連携の充実が図られるようにする。

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	２２７－１９７１
県警察本部（少年サポートセンター）	２３２－７８６９
鹿児島中央警察署	２２２－０１１０
県中央児童相談所	２６４－３００３
法務局	２５９－０６８０

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取組

1 未然防止の取組

⑴ 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 児童理解の努力と工夫

児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア 日常的な会話や観察の他に児童の気持ちの変化を捉えられるよう，学校組織として定期的なアンケート調査（いじめアンケート：年９回），個人面談，生活記録や日記等による児童理解の手法を取り入れていく。

イ 児童一人一人の状態や学級・学校全体のようすを把握し，よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため，学校生活における意欲や満足度の調査を行う「学校楽しぃーと」の活用（年２回）を図る。

ウ 保護者や地域にいじめ防止に関する情報を発信すると同時に，児童の気になる様子等について情報や相談をいただく学校の窓口（教頭，学級担任）を周知し，学校外における児童の状況把握等に努める。

エ 鹿児島市教育委員会や，ＰＴＡ，地域等と連携し，学校ネットパトロールを実施し，児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。

オ 気になる児童の情報等については，報告・相談を行わないことは，法第２３条第１項の規定に違反し得るという認識をもち，担任等が一人で抱え込むことなく，校長のリーダーシップの下，学校・学年など組織として対応できる体制を整えておく。

カ 管理職をはじめ，教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して，資質・能力を高める。

これらの努力・工夫により，個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで，児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

② 個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録，「学校楽しぃーと」やアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し，一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また，その背景を含め必要な事柄を学校組織として共有し，適切な指導・支援に結びつけることで，一人一人の心の安定，学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに，児童一人一人がお互いの良さを認め合い，互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を，学校の教育活動全体を通じて行うことにより，いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

⑵ 学校の教育活動全体を通じた人権同和教育及び道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが，いじめの防止につながることを踏まえ，全ての教育活動を通じた人権同和教育及び道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

また，道徳教育の要となる「道徳科」においても，教科書を中心に，「私たちの道徳」や鹿児島県郷土の先人「不屈の心」等の読み物資料も活用し，特に生命の尊さや思いやりの気持ちを育み，望ましい人間関係を実現しようとする道徳性を高めていく。

⑶ 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

① 系統的な「いのち」の教育の実践

本校の教育活動全体を通じて，「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

② 家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては，親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等，児童の自尊感情を高めるとともに，身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ，生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③ 地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては，各家庭・学校との連携・協働を推進し，様々な交流活動等の充実により，自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また，各地域における子どもの見守り活動等を通じ，子どもたちが安全に，安心して生活できる地域づくりを，各家庭・学校とともに推進していく。

⑷ 主体的な児童会活動の推進

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており，児童が一丸となって「いじめをしない，させない，許さない」学校を創っていくことが必要である。「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等，児童へのいじめに対する理解を深めるとともに，いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。

児童会活動において，挨拶や言葉遣い，時間の遵守など，校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め，児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため，児童の自主的な企画，運営によるさまざまな活動を促進する。

⑸ 教員等の資質能力の向上

① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため，自己存在感を与え，共感的人間関係を育成し，自己決定の場を与え，自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また，個々の児童への配慮等，深い児童理解に基づく指導・支援等を行う。その中で，児童の人間関係を慎重に見抜く危機意識，すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め，発覚したいじめについて確実に解消していくため，講師を招聘するなどして，「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方やいじめの未然防止に向けた学級経営等について認識を持つ校内研修の機会を複数回設定するとともに，校外での生徒指導や人権同和教育の研修会への参加を促し，教職員の意識及び資質向上を目指す。

② 特別支援教育及び生徒指導に係る研修会への参加

通常学級に在籍し，学習障がいや注意欠陥多動性障がい，あるいは自閉症スペクトラム障がいが疑われる児童の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により，人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが，いじめなどの問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあって，児童に対する適切な対応や支援・指導が必要であり，それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。

障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成するため，鹿児島市の特別支援教育コーディネーター講座や研修会等に計画的に職員を派遣する。

⑹ ＰＴＡ組織を生かした取組の推進

① 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるＰＴＡは，家庭内はもとより，地域における児童の健全育成のための関係団体の中核となり，きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また，保護者同士のネットワークを活用し，いじめに関する情報の収集に努め，得られた情報は速やかに学校に伝達するなど，保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。また，機会あるごとに，「基本方針」をＰＴＡや地域の関係団体等に分かりやすく伝えたり，ＰＴＡや地域の関係団体と学校関係者が，いじめ問題について協議する機会を設けたりする。

② 家庭教育での取組

保護者は子どもの教育について第一義的な責任を有するものであり，家庭教育の中で児童の規範意識を養い，いじめは決して許されないことであると児童の意識に植え付ける必要がある。ＰＴＡ組織を通して，教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに家庭教育学級等でも，学びの機会を充実させていく。

③ 学校とＰＴＡが連携したネットトラブルに対する取組

ＰＴＡや関係機関と連携の上，携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど，インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか，家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など，保護者への啓発に努める。

2 早期発見の取組

⑴ 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合，学校は，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し，いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で，適切に指導を進める等の対応を，迅速かつ組織的に行うとともに，家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ関係機関との連携を図る。

① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って，言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ，もしくは「いじめの芽」と思われる行為を発見した場合，その場でその行為をやめさせる。さらに，いじめられている児童の話をよく聴く。その際，いじめられている側の児童は，加害側の児童との人間関係により，いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し，被害児童の心情に寄り添って傾聴していく。

② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，インターネット上で行われたりするなど，大人が気づきにくい形で行われる。本校においては，いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても，いじめではないかとの疑いを持って，いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ，児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。また，教職員は早い段階から複数で関わり，いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③ いじめの早期発見のための対応と取組

ア いじめに対する認識

・ いじめはどの学校でも，どの子どもにも起こり得る問題

イ　いじめを許さない学校と学級づくり

・　児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

ウ　校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

・　早期対応を実現するために，実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し，点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

エ　実態把握のためのアンケート等の実施

・　県教育委員会から示されている様式による年２回（６月頃・１月頃）の実施

・　生徒指導定期調査 第１期（７月），２期（１２月）の報告に結果を反映

・　５月，１１月に「学校楽しぃーと」を実施

オ　いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

・　教職員用と保護者用を作成し配布　（４月）

・　アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施（６・９・１月の年３回）

カ　生徒指導主任による相談窓口（連絡先）の提供　（県総合教育センター，県中央児童相談所，県子ども総合療育センター，県精神保健福祉センター，県警察本部少年課少年サポートセンター，市教育委員会教育相談室）

キ　「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」や「いじめ問題を考える週間」での取組

・　全校朝会での講話などの実施

・　いじめなどに関する授業の実施

・　いじめ防止のポスターや標語作成等

・　児童会活動を中心とした自主的な取組

・　実態把握のためのアンケートや教育相談などの実施

・　学校便りなどを通した啓発

ク　計画的・組織的な校内巡視の実施

⑵　早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①　学校教職員の情報ネットワークの強化

「いじめの芽」を発見した際には，その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し，全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していく。こうすることで，いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し，未然防止や早期発見につなげていく。

また，いじめ発見のチェックリスト等を活用し，児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく，大龍小教育相談会議に必ず報告・相談することで，組織的な対応を行う。

②　学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見した「いじめの芽」については，学校から家庭にも連絡し，校内における対応を伝えた上で，各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

学校においては，定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え，家庭用のチェックリストを作成し配布したり，いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして，家庭と連携して児童を見守り，いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③　児童や保護者が相談しやすい環境づくり

ア　生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等，教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し，

交友関係や悩みを把握したり，複数の教職員により，休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。併せて，個人面談や家庭訪問の機会を活用し，児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また，様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し，指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れてもらえるように，児童と教職員との間で，常日頃からの信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

イ　定期的ないじめの実態を把握するアンケート（６・９・１月の年３回）の実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートにより，児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては，児童が周りの児童の様子を気にせずに記入できるよう，質問内容を工夫し，無記名式とするなどの配慮を行う。またアンケート調査により学級内の実態や推移を把握した上で，個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫をする。

ウ　相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に，学校の相談窓口の他，県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口，鹿児島市教育委員会や鹿児島市教育相談センターの相談窓口等，いつでも誰でも相談できる体制があることを周知する。

３　いじめ発生の場合の適切な対応

○　学校における基本的対応

・　いじめの発見・通報を受けたときには，特定の教職員が抱え込まず，大龍小いじめ対策会議を臨時に招集し，全教職員の共通理解のもと，組織的に対応する。

・　被害児童をしっかり守るとともに，加害児童に対しては，当該児童の人格の成長に主眼を置き，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導し，長期的展望に立って組織的に支援を行う。

・　教育委員会に報告するとともに，事案の内容によっては，児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上，対処する。

⑴　いじめ対応の基本的な流れ

学校においては，いじめの認知に向けて，日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また，いじめを認知した場合，ただちに教育相談担当者に報告し，校長のリーダーシップのもと，組織的に事案の対応にあたる。また，校長は事実確認の結果について，責任をもって教育委員会に報告するとともに，被害・加害児童双方の保護者に連絡する。

いじめの認知

◆「大龍小いじめ対策会議」を招集する。（生徒指導主任）
○いじめられた児童を徹底して守る。
○見守る体制を整備する。
（登下校，休み時間，清掃時間，放課後等）

正確な実態把握

◆周りの児童から聴き取り，記録する。（生徒指導部）
○個別に聴取する。
○関係教職員と情報を共有し正確に把握する。
○ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針

◆指導体制の確立（生徒指導部）
○指導のねらいを明確にする。
○全教職員の共通理解を図る。
○対応する教職員の役割分担を考える。
○教育委員会，関係機関との連携を図る。（教頭）

児童の指導・支援
保護者との連携

◆児童への支援・指導（保健部）
○いじめられた児童を保護し心配や不安を取り除く。
○いじめた児童には，相手の苦しみや痛みに思いを寄せられるように指導する。いじめをした背景を探りながら，指導を十分に行う中で，いじめは許されない行為であることを意識させる。
○いじめられた子，いじめた子に対するカウンセラー対応の依頼
◆保護者との連携（教務部）
○校長・担任等は，直接会って具体的な対策を話す。
○協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

○継続的に指導や支援を行う。
○カウンセラー等の活用も含め継続した心のケアにあたる。
○心の教育の充実を図り，だれもが大切にされる学級経営を行う。

⑵　いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱えこまず，速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織(大龍いじめ対策会議）に報告し，組織的に対応する。いじめ防止等の対策のための組織においては，いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ，速やかにいじめの正確な事実確認を行い，情報を共有するとともに，校長のリーダーシップのもと，指導体制や指導方針を決定する。

なお，いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際，いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず，「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等，いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また，児童の個人情報の取扱い等，プライバシーにも十分に留意して，以後の対応を行う。

把握すべき情報	
◆誰が誰をいじめているのか？ 【被害者と加害者の確認・人数等】 ◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】 ◆どのようないじめか？どんな被害を受けたのか？ 【態様と内容】	※要注意児童の個人情報はその取扱いに十分注意する

※　正確な事実関係を迅速に把握するために，複数の教職員で連携して対応する。

⑶　いじめと認知した場合の対応

①　被害児童及びその保護者への対応

ア　いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には，家庭訪問等により，その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下当該児童の見守りを行う等，いじめられた児童の安全を確保する。

イ　いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた児童を別室において指導する等，いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに，状況に応じて，スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ウ　いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し，誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し，これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに，具体的な対応と経過については，今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ　自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど，自殺につながる可能性がある場合，「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき，「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で，チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する児童への対応をていねいに行うなどして，いじめの再発防止に努める。

②　加害児童及びその保護者への対応

ア　いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめた児童に対しては，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また，いじめた児童に対しては，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど，組織的にいじめをやめさせ，その再発を防止する。さらに，事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

イ　いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては，いじめは人格を傷つけ，生命，心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお，いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと，特別の指導計画による指導のほか，警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，適切に，児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み，懲戒を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的な配慮を十分にし，いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また，状況に応じて，学校教育法第３５条の規定に基づき，出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ　いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために，学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり，事実の解明を迫ったりせず，保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また，保護者が自分の子どもの正当性を主張したり，いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には，保護者の思いも聴きながら「いじめは許されないことであり，学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて，複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③　集団へのはたらきかけ

ア　児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり，いじめられた側も，いじめた側も，その双方の家庭をも不幸せにするものであり，人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせることが必要であることを理解させ，いじめを傍観することは，いじめを助長することになり，許されない行為であるという自覚を促す。また，はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお，学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ　保護者に対する啓発指導

場合によっては，ＰＴＡ役員，教育委員会等との連携を図り，保護者への説明を行う。その際，個人情報の取扱いに留意しつつ，事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④　継続した指導体制の確立

いじめの解決とは，いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく，いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て，双方の当事者や周りの者全員を含む集団が，好ましい学校生活や学級活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため，学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において，いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し，全ての児童が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑤　報道取材などへの対応

プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，窓口を教頭として，市教育委員会との連携をとりながら対応する。

⑥　いじめが解消している状態の判断

「いじめが解消しているか」否かを被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお，「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては，次の２つの要件が満たされる必要がある。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的及び物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（３か月を目安）継続していること。

イ　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により，心身の苦痛を感じていないと認められること

いじめが「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ，当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察する必要がある。

Ⅲ　ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態を知る

⑴　ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは，携帯電話・スマートフォンやパソコン，ゲーム機や音楽再生機等を通じて，インターネット上のウェブサイトの掲示版などに，特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり，画像や動画を掲載したり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うものである。

ネット上のいじめには，次のような特徴がある。

①　不特定多数の者から，絶え間なく誹謗中傷が行われ，被害が短期間で，極めて深刻なものとなる。

②　インターネットのもつ匿名性から，安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため，児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

③　インターネット上に掲載された個人情報や画像等は，情報の加工が容易にできることから，誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また，インターネット上に一度流出した個人情報は，回収することが困難になるとともに，不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

④　保護者や教師などの身近な大人が，児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また，児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため，実態を把握することが難しい。このようなネット上のいじめについても，ネット上のいじめの特徴を理解した上で，早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

⑵　ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが，手段や内容に着目して，次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは，これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①　掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

ア　掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載

イ　特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。

②　メールでのネット上のいじめの事例

ア　メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗中傷

イ「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③　ＳＮＳを利用したネット上のいじめの事例

ア　ＳＮＳを利用しての誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信

イ　ＳＮＳのネットワークのグループ内で，仲間はずれにする。

④　その他

口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットで，個人情報の書き込み，画像の投稿等がある。掲載された個人情報は，情報の加工が容易にできることから，さらに誹謗中傷の対象として悪用されやすい。今後もネット上のいじめは，インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより，新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2 ネット上のいじめの未然防止

⑴ 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

① 教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科，特別活動，総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け，学校体制による意図的，計画的な指導を行う。

② 児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，警察署や県や市の教育委員会が主催で行う「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会への参加を促し，啓発充実を図る。

③ 教員の指導力の向上

教員がインターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに，トラブルが発生した場合の対応を迅速且つ確実に行うことができるようにするために，関係各種研修会や講演会へ参加する機会を増やしたり，講師を招聘しての校内研修会を実施することで，指導力の向上につなげる。

⑵ 家庭・地域，ＰＴＡとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく，家庭や地域が連携・協力し未然防止や，早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために，児童のＩＴ機器の使用状況等について調査し，学校から保護者に対して児童のインターネット利用の実態を周知し，それに伴う危険性等について啓発していく。

① 学校における取組と連携

各学校においては，保護者会や地域懇談会等（地域ごとに年１回）の機会を捉えて，校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について，家庭・地域に情報提供を行い，学校と連携してネット上のいじめの未然防止と，早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

② 家庭の取組と連携

各家庭においては，子どものインターネット利用状況を把握し，ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど，日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また，子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に，携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ，制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより，児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないように努めていく。

◆ ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを，子どもが閲覧利用できないよう，保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「パレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「パレンタルロック」ともいう。

◆ ペアレンタルコントロールの例

ｉ）家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
ⅱ）保護者による継続的な見守りを行う。
ⅲ）危険性の教育を行う。
ⅳ）フィルタリングの設定を行う。
ｖ）表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。
上記ｉ）～ｖ）等により，子どもの発達段階に応じて，情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③　ＰＴＡの取組と連携

ＰＴＡにおいては，研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり，学級懇談会において話題にしたり，独自のアンケートを行い，広報紙による啓発等を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また，保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど，ＰＴＡ活動の役割として複数を人選し，依頼するなどして活動の意識化を図る。

3　早期発見・早期対応

⑴　早期発見への取組

①　ネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも，現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って，現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため，トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず，児童の心に寄り添いながら声をかけ「いじめの芽」に気づく努力が必要である。学校においては，常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え，いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②　ネット上のいじめについての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため，被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため，学校においては，インターネットを利用している児童が，自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際，どのように対応すればよいかを含め，相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に，学校の相談窓口以外に，県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておく。

③　学校・家庭・地域，ＰＴＡによるネットパトロールの実施

早期発見の観点から，学校の設置者及び学校，ＰＴＡ，地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより，ネット上のトラブルの早期発見に努めることができる。インターネット上で，児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は，情報を組織的に共有するとともに，積極的に関係機関の指導，助言を受けながら対応する。

◆　ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ，プロフ等に，誹謗・中傷の書き込みが行われ，ネット上のいじめ等が起こっていないか，チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

◆　ネットパトロールの具体的な方法

ｉ）google やyahoo などの検索エンジンを利用し，「学校名（略称などもある)」「地域」「掲示板」などのキーワードを組み合わせて検索する。
ⅱ）無料掲示板やＳＮＳなどで学校別掲示板を探す。
ⅲ）非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。
ⅳ）検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。 等

④　その他

児童が悩みを抱え込まないよう，法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など，関係機関の取組についても周知を図る。（毎年４月資料配付）パスワード付きサイトやＳＮＳ，携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに，保護者にも学級懇談会，学校だより等で積極的に理解を求めていく。

⑵　早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については，被害の拡大を避けるため，迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり，必要に応じて法務局に協力を求める。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに地元警察署に通報し，適切な援助を求める。

①　掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア　ネット上のいじめの発見，児童・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは，児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また，児童の様子の変化から，事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出す「いじめの芽」を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ　書き込み内容や掲載内容の確認

誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童・保護者等からあった場合，その内容を確認する。その際には，書き込みや掲載のあった掲示板のＵＲＬ，不適切なメール等を記録するとともに，書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして，内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は，プリントアウトが困難なため，デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

◆　確認する内容　（いじめられた本人や保護者から）
「いつ頃」「だれが」「どのような内容のメールを」「何回くらい」
「それに対してどのように行動をしたか」

ウ　掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより，掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお，削除依頼の方法は，それぞれの掲示板等によって異なるので，事前に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は，個人のパソコンやメールアドレスは使わず，学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また，削除依頼を行うメールについて，個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に，個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。

エ　掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や，管理者の連絡先が不明な場合などは，プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ　削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には，削除が必要なＵＲＬや書き込みＮｏ．などの記載がなかったために，削除されないことがあるので，送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には，必要な情報を追加し，削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は，警察署や法務局に相談するなどして，対応方法を検討する。

②　警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため，教育委員会等を通じて，状況に応じ，学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③　法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では，インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合，掲示板等を管理するプロバイダ等に対して，削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など，事案に応じた適切な助言を行っているほか，被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は，表現の自由に配慮しつつ，法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは，法務局に相談して対応する。

④　児童生徒への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために，次のポイントを踏まえ，児童に対して指導を行う。

ア　掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり，他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは，法律に違反する行為（刑法第２３０条「名誉毀損」，第２３１条「侮辱」など）であり，決して許される行為ではないこと。

イ　掲示板等への書き込みなどは，匿名で行うことができるが，調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは，犯罪となり，警察に検挙される場合もあること。また，掲示板等への書き込みが原因で，傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

ウ　掲示板やメール等を含め，インターネットを利用する際には，利用のマナーがあり，それらをしっかりと守ることにより，自らもインターネットのリスクを回避することにつながること。

③　チェーンメール等への対応

一般的に，同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを，チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも，様々な内容のものがある。メール中に，「このメールを○○人に転送してください」というような内容が書かれているものは，すべてチェーンメールである。

児童には，以下のような内容を踏まえ，チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア　携帯電話やパソコンからのメールは，誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて，第三者が知ることは通常の方法ではできない。

イ　チェーンメールの内容は架空の内容であり，チェーンメールを転送しないことで，不幸になったり，危害を加えられたりすることはない。

ウ　チェーンメールを転送すると，受け取った人は迷惑し，友人関係を損ねる可能性もあるので，絶対に転送しないこと。また，チェーンメールの内容に，特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合，自分自身もネット上のいじめの加害者となる。

エ　チェーンメールを送ってきた人に対して，抗議のメールを送るなどの行動は，トラブルの原因にもなるため，行わないようにする。

オ　チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は，メールの内容とは無関係であり，こちらから連絡しない。

カ　チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合がある。

◆　チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には，チェーンメールの転送先を紹介することもできる。(財) 日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において，チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。　http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html

Ⅳ　重大事態への対処

1　重大事態の定義

⑴　いじめにより児童の生命，心身又は財産に被害が生じた場合

①　児童が自殺を企図した場合

②　身体に重大な障害を負った場合

③　金品等に重大な被害を受けた場合

④　精神症の疾患を発症した場合

⑵　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている場合

⑶　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

2　重大事態への対処

⑴　重大事態の報告

①　重大事態が発生したと判断した場合は，教育委員会に速やかに報告し，教育委員会と協議の上，当該事案に対処する「重大事態緊急対応委員会」を設置する。この委員会は，校長，教頭，三主任，学年主任から構成される。

②　上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，市教育委員会や関係諸機関と適切に連携し，全校体制で対応する。

生徒指導部・・・・事態の状況確認，情報収集，情報整理

保健部・・・・・・児童の状況確認と支援・指導，児童・保護者・教職員の心のケア

教務部・・・・・・ＰＴＡや警察などとの連携

⑵　学校による調査

①　教育委員会から，調査を学校で行うことと判断された場合には，法第２８条第１項の規定に基づき，再発防止に資することを目的として，事実関係を明確にするための調査を行う。

②　以下のような事実関係を，可能な限り網羅的に調査する。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，関係機関等との情報連携を図りながら，客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ（いつ頃から）　・どこで　・誰が　・何を，どのように（態様）

・なぜ（いじめを生んだ背景事情等）

○　いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

聴き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上でのプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

○　いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合（入院または死亡した場合）

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，当該保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。

⑶　その他留意事項

○　調査の際，アンケートを実施する場合は，その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を確実に行う。

○　調査結果については，いじめを受けた児童及び保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○　情報の共有及び提供にあたっては，他の児童のプライバシー保護に配慮する等，関係者の個人情報に十分配慮する。

○　報道取材等への対応については，プライバシーの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，教育委員会と連携して対応する。

Ⅴ　教育相談体制と生徒指導体制の整備

１　教育相談体制と活動計画 等

・　生徒指導主任が，教育相談係と連携を図りながら，定期的に教育相談会議を開催し，いじめの状況を把握しながら，必要な対応を行う。

・　教育相談日を設定し，保護者が相談したい時に，気軽に相談することができるようにする。

・　保護者や児童からの要請に応じて，いつでも相談できるようにする。

２　生徒指導体制と活動計画 等

・　生徒指導部を中心に，年間計画に沿った指導，活動を行うことにより，児童の現状に合わせて指導を行う。

・　登下校指導，校区内コンビニへの聞き取り調査や地域懇談会などを通して，問題行動やいじめの温床となるような状況が見られないか把握する。

〔年間活動計画〕

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	委員会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	チャイムの順守	年間及び１学期の活動計画の検討 第１回教育相談会議	※保護者へのチェックリスト作成	「いじめ問題を考える週間」	あいさつ運動・朝のボランティア活動・特活朝会	各教科における指導計画の確認（主に総合）	相談窓口の資料配付	学校経営の基本教育方針の確認
5	室内での行動	第２回教育相談会議	「学校たのしぃーと」の活用（集計）	いじめ防止啓発強調月間		児童向け全体指導	教育面談	
6	あいさつ	「学校たのしぃーと」結果の分析 第３回教育相談会議	（学校）いじめアンケート	いじめ防止標語作成			教育面談	
7	整理整頓	（学校）いじめアンケートの分析・１学期の取組反省 第４回教育相談会議	（学校）いじめアンケート				教育面談	生徒指導事例研修
8	夏休みの過ごし方		（学校）いじめアンケート				教育面談	外部講師を招聘しての研修
9	時間の遵守	２学期の活動計画の検討 第５回教育相談会議	（県）いじめアンケート（集計）	「いじめ問題を考える週間」		携帯・ネット実態調査	教育面談	
10	持ち物への記名	（県）いじめアンケート結果の分析 第６回教育相談会議	（学校）いじめアンケート				教育面談	
11	あいさつ	第７回教育相談会議	「学校たのしぃーと」の活用（集計）				教育面談	
12	身なり	「学校たのしぃーと」結果の分析・２学期の取組反省 第８回教育相談会議	（学校）いじめアンケート	人権週間			教育面談	
1	室内での行動	３学期の活動計画の検討 第９回教育相談会議	（県）いじめアンケート（集計）				教育面談	生徒指導事例研修
2	あいさつ	（県）いじめアンケート結果の分析 第10回教育相談会議	（学校）いじめアンケート					
3	１年のまとめ	年間反省 次年度計画 第11回教育相談会議	（学校）いじめアンケート					

Ⅵ　校内研修

１　児童理解

・　三部会や必要に応じて職員連絡会，職員会議で，気になる児童の状況を報告し合い，全職員が共通理解するとともに，必要な対応について検討する。

・　「学校楽しぃーと」を導入し，各学級の状況を客観的に見つめるとともに，学校全体での理解を図る。また，「学校楽しぃーと」の見方や活用についての研修を行う。

・　特別支援コーディネーターが配慮が必要な児童を把握するとともに，各担任による個別の指導計画作成を進め，定例特別支援校内委員会等で内容の検討を行う。また，定期的に事例研修を行い，必要な支援方法について研修を行う。

２　いじめ問題等の生徒指導に関する研修（ネット関係，非行・事故防止等）　等

・　講師を招いて「ネットトラブルに関する指導」を行う。その際，教職員も一緒に研修を行う。

・　生徒指導研修会の資料を必要に応じて職員全体に配付し，生徒指導に関する研修を行う。

Ⅶ　学校評価と教員評価

１　学校評価

⑴　学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促されるよう，以下の項目を参考に，児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，結果を踏まえ，その改善に取り組む。

・　日頃より，いじめの実態把握に努め，児童が発するさまざまなサイン等を見逃さないようにして，いじめの早期発見に努めているか。そして，それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。

・　いじめ防止基本方針や取組について，保護者や地域と共有し，理解や協力を得ているか。

・　いじめが起きた際，学校全体で組織的且つ迅速に対応する体制が整備されているか。

⑵　いじめの防止等の対策のための組織は，学校基本方針の策定や見直し，本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や，いじめの対処がうまくいっていないケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校のいじめ防止の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行う。（７月，１２月，３月の学校評価で実施）

２　教員評価　（各学期末の学級経営案反省で実施）

⑴　いじめの有無やその多寡を評価するのではなく，日頃からの児童の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速且つ適切な対応，組織的な取組等をしているかどうか評価する。

⑵　学級の実態に基づく評価結果を踏まえ，その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

Ⅷ　その他

１　基本方針の見直しに関すること

基本方針は，実情に合わせて毎年見直し点検を行い，必要な改善を行うものとする。

２　公表に関すること

基本方針は，学校のホームページで公表し，児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め，実践力の育成への意欲換気を図ることができるようにする。